

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき、小山市立体育館整備及び運営事業に係る事業契約の内容を公表します。

平成 31 年 3 月 18 日

小山市長 大久保 寿夫

1 公共施設等の名称及び立地

小山市立体育館

栃木県小山市大字塚崎 1408 番地 1 他

2 選定事業者の商号又は名称

栃木県小山市駅南町四丁目 28 番 7 号

思川 P F I パートナーズ株式会社

代表取締役 青木 靖典

3 公共施設等の整備等の内容

(1) 施設整備業務

ア VE (Value Engineering) 提案に伴う設計変更業務 (任意)

イ 造成工事業務

ウ 建設工事業務

エ 工事監理業務

オ 備品等調達設置業務

カ 施設引渡業務

※事業者は、上記アの VE 提案に伴う設計変更業務及び上記エの工事監理業務を、実施設計を担当した設計者に委託することとする。

設計者：株式会社大森一級建築士事務所（栃木県小山市）

なお、造成設計については市で実施済みであり、造成設計については VE 提案の範囲外とする。

(2) 開業準備業務

ア 開業準備業務

イ 供用開始前の広報活動

ウ 供用開始前の予約受付業務

エ 開館式典、内覧会等の実施業務

オ 開業準備期間中の本施設の維持管理業務

(3) 運営業務

ア 案内業務

イ 利用料金の収受及び還付業務

ウ アリーナ、研修室等利用管理業務

エ 備品等の貸出・管理業務

オ トレーニング室運営業務

カ 提案プログラム実施業務

- キ 総務業務
- ク 災害時初動対応業務
- ケ 付帯事業

(4) 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 備品等保守管理業務
- エ 外構等保守管理業務
- オ 衛生管理業務
- カ 警備業務
- キ 修繕・更新業務

4 契約期間

事業本契約締結日（平成 31 年 3 月 18 日）から平成 49 年 3 月 31 日まで

5 契約金額

金 5,934,476,884 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 439,590,880 円）

ただし、約款の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた額とする。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

[小山市立体育館整備及び運営事業 事業契約約款（抄）]

（本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等）

第83条 本契約締結日以降、引渡日までの間において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、市は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 事業者が本事業の全部又は一部の履行を怠り（事業者が要求水準書及び事業者提案を満たしていない場合を含む。）、その状態が 30 日間以上にわたり継続したとき。
- (2) 事業者が、事業者の責めに帰すべき事由により、事業スケジュールに記載された本工事の着工日を過ぎても本工事を開始せず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して満足すべき合理的説明がなされないとき。
- (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、引渡予定日までに本施設を市に引き渡す

ことができないとき。

- (4) 事業者の責めに帰すべき事由により、市により基本協定が解除されたとき。
- (5) 事業者に係る破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他の第三者（事業者の役員、従業員を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (6) 構成員が本事業の入札手続に関して重大な法令等の違反をしたとき。
- (7) 事業者が基本協定第6条第3項第4号に掲げるいずれかに該当したとき又は同号の適用があるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等、本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができない、又は本指定を行うことが適当でないときと市が認めたとき。

2 前項の場合において、市が事業者に対してとり得る措置は、次のとおりとする。

- (1) 市は、事業者に対して書面で通知したうえで、本契約の全部を解除することができる。
- (2) 市が本事業を継続することが合理的と判断した場合、市、事業者及び構成員との間における協議を経たうえで、構成員をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- (3) 市が本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。

3 本施設の引渡し前に前項第1号により本契約が解除された場合、事業者は、市に対して、市が支払うべき施設整備費（本契約の締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10に相当する金額を違約金として市が指定する期間内に支払う。さらに、市が被った合理的損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。

4 市が第2項第1号により本契約の解除を選択した場合において、本施設の出来形部分が存在する場合、市は、これを検査のうえで、その全部又は一部を買い受け、当該出来形部分に相応する工事費相当額（設計費（もしあれば）、工事監理費、事業者経費及び金融費用等の出来形を構成するために必要とした合理的な範囲内の費用を含むが、解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）の買受代金と前項の違約金及び損害賠償請求権に係る金額とを、対当額で相殺することができる。この場合、市は、かかる相殺後の買受代金の残額を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従い、又は②一括払いによ

り支払う。

- 5 前項の場合において、市が本施設の出来形部分を買収しない場合（検査に適合しない場合及び建設工事の進捗状況に鑑み、本件土地の原状回復が社会通念上合理的である場合をいう。）、事業者は、市と協議のうえ、自らの費用と責任により、本施設の買収されない部分に係る事業用地を原状（更地）に回復したうえで、速やかにこれを市に引き渡さなければならない。また、この場合、事業者は、解除前の支払スケジュールにより市が事業者に対し既に支払った分を、当該解除日における第 110 条に定める遅延利息の率に基づき計算した利息を付して返還する。

（本施設引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等）

第84条 本契約締結日以降、引渡しまでの間において、市が本契約上の重要な義務に違反した場合、事業者は、市に対し、書面で通知のうえ、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、かかる通知が市に到達した日から 30 日以内に市が当該違反を是正しない場合は、市に対して、さらに書面で通知をしたうえで、本契約の全部を解除することができる。

- 2 前項の規定により、本契約が解除された場合、市は、本施設の出来形部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
- 3 市は、前項の規定により本施設の出来形部分の所有権を取得する場合は、事業者に対し、当該出来形部分に相応する工事費相当額（設計費、工事監理費、事業者経費及び金融費用等の出来形を構成するために必要とした合理的な範囲内の費用を含むが、解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いによりこれを支払う。
- 4 第 1 項に基づき本契約が解除された場合、市は、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用及び損害を負担する。

（本施設引渡し前の法令変更による契約解除等）

第85条 本契約締結日以降、引渡しまでの間において、第 112 条に基づく協議にもかかわらず、本契約締結日以降における法令等の変更により、市が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議のうえ、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 市は、事業者に対して書面で通知したうえで、本契約の全部を解除することができる。
- (2) 市が本事業を継続することが合理的と判断した場合、市、事業者及び構成員との間における協議を経たうえで、構成員をして、事業者の全株式を、法令等に

基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。

(3) 市が本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が選定した第三者へ譲渡させることができる。

2 前項第1号により本契約が解除された場合、市は、本施設の出来形部分を検査のうへで、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。

3 市は、前項の規定により本施設の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する工事費相当額（設計費、工事監理費、事業者経費及び金融費用等の出来形を構成するために必要とした合理的な範囲内の費用を含むが、解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）を、市の選択により、①経過利息を付したうへで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

（本施設引渡し前の不可抗力による契約解除）

第86条 本契約締結日以降、本施設の事業者から市に対する引渡しまでの間において、第112条に基づく協議にもかかわらず、不可抗力に係る事由が生じた日から60日以内に本契約の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、市は、同条項にもかかわらず、事業者に通知のうへで、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

(1) 市は、本契約の全部を解除することができる。

(2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、構成員をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。

(3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が選定した第三者へ譲渡させることができる。

2 前項第1号により本契約が解除された場合、市は、本施設の出来形部分を検査のうへで、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。

3 市は、前項の規定により、本施設の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する工事費相当額（設計費、工事監理費、事業者経費及び金融費用等の出来形を構成するために必要とした合理的な範囲内の費用を含むが、解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）を、市の選択により、①経過利息を付したうへで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

（本施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等）

第87条 引渡日以後において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、市は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。ただし、事業者が要求水準書及び事業者提案を満たしていない場合の手続は、第94条の定めに従う。

- (1) 事業者が本事業の全部又は一部の履行を怠り、その状態が30日間以上にわたり継続したとき。
 - (2) 事業者が、その責めに帰すべき事由により、本施設について、連続して30日以上又は1年間において合計60日以上にわたり、本事業関連書類、業務水準書、長期修繕計画書及び業務計画書に従った施設供用等業務を行わないとき。
 - (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が困難となったとき。
 - (4) 事業者の責めに帰すべき事由により、市により本指定が取り消されたとき。
 - (5) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他の第三者（事業者の役員、従業員を含む。）によりその申立てがなされたとき。
 - (6) 事業者が、市に対し虚偽の報告（業務報告書に虚偽記載がある場合を含むが、それに限らない。）をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
 - (7) 構成員が本事業の入札手続に関して重大な法令等の違反をしたとき。
 - (8) 事業者が、正当な理由なくして、市の指示又は改善勧告等に従わないとき。
 - (9) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業者から本契約の解約の申出があったとき。
 - (10) 事業者が基本協定第6条第3項第4号に掲げるいずれかに該当したとき又は同号の適用があるとき。
 - (11) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等、本契約に違反し、その違反により、若しくは、事業者が本契約上の債務の履行拒絶若しくはその責めに帰すべき事由による本契約上の債務の履行不能により本契約の目的を達することができない又は本指定を継続することが適当でないと市が認めたとき。
 - (12) 事業者又は落札者のいずれかの当事者の責めに帰すべき事由に基づき、市により基本協定が解除されたとき。
- 2 前項の場合において、市が事業者に対してとり得る措置は、次のとおりとする。
- (1) 市は、事業者に対して書面で通知したうえで、本契約の全部又は一部を解除することができる。市は、施設供用等業務の一部のみを終了させた場合、事業者の負担において、事業者が当該終了に係る業務のために利用していた本施設の部分を原状に復し、その明渡しを請求することができる。ただし、原状回復することが著しく困難であると市が認めたとき、又は原状回復の必要がないと市

が認めるときは、事業者に対し、原状回復費用に相当する金額の支払を求める等、市が相当と認める方法により補償を求めることができる。

(2) 市が本事業を継続することが合理的と判断した場合、構成員をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。

(3) 市が本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。

3 前項第1号の規定により本契約の全部又は一部を解除する場合において、市は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、本指定を取り消し、又は期間を定めて施設供用等業務の全部若しくは一部の停止を命じることができ、それにより事業者に損害、損失又は増加費用が発生しても、市はその賠償の責めを負わない。

4 市は、第2項第1号による本契約の解除後も、本施設の所有権を有する。

5 第2項第1号により市により本契約が解除された場合、事業者は、市が支払うべき当該事業年度のサービス対価（施設供用等業務費相当分）（本契約の締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10に相当する違約金を、市の指定する期間内に、市に対して支払わなければならない。さらに、市が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。

6 第3項により、事業者が指定管理者として行う施設供用等業務の全部又は一部が終了した場合、事業者は、市が支払うべき当該事業年度のサービス対価（施設供用等業務費相当分）（本契約の締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10に相当する違約金を、市の指定する期間内に、市に対して支払わなければならない。さらに、市が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。

7 市は、サービス対価（施設整備費相当分）の残額と、前二項の違約金及び損害賠償請求権に係る金額とを、対当額で相殺することができる。この場合、市は、かかる相殺後に市が事業者を支払うべきサービス対価（施設整備費相当分）の残額があるときは、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

8 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、第1項第11号にいう「事業者が本契約上の債務の履行拒絶若しくはその責めに帰すべき事由による本契約上の債務の履行不能により本契約の目的を達することができない」場合とみなす。

(1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16

年法律第 75 号) の規定により選任された破産管財人

(2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定における再生債務者等

(本施設引渡し以後の市の責めに帰すべき事由による契約解除等)

第88条 事業者は、引渡日以後において、市が本契約上の重要な義務に違反した場合、市に対し、書面で通知のうえで、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、かかる通知が市に到達した日から 30 日以内に市が当該違反を是正しない場合は、市に対して、さらに書面で通知をしたうえで、本契約の全部を解除することができる。

2 市は、前項に基づき本契約が解除された場合は、本指定を取り消す。

3 市は、第 1 項の規定による本契約の解除後も、本施設の所有権を有する。

4 第 1 項に基づき本契約が解除された場合、市は、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用及び損害を負担する。この場合においても、市は、サービス対価（施設整備費相当分）の残額を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

(本施設引渡し以後の法令変更による契約解除等)

第89条 引渡日以後において、第 112 条に基づく協議にもかかわらず、本契約締結日以降における法令等の変更により、市が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議のうえで、次に定める措置のいずれかをとることができる。

(1) 市は、本契約の全部又は一部を解除し、かつ、本指定を取り消し、又は期間を定めて施設供用等業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

(2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、構成員をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。

(3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。

2 市は、前項第 1 号による本契約の解除後も、本施設の所有権を有する。この場合、市は、解除された部分に該当するサービス対価（施設整備費相当分）の残額を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。また、事業者が既に施設供用等業務を開始している場

合、市は、事業者が当該施設供用等業務を終了させるために要する費用があればその費用を事業者に支払い、それらの支払方法については市及び事業者が協議によりこれを決する。

(本施設引渡し以後の不可抗力による契約解除等)

第90条 引渡日以後において、第 112 条に基づく協議にもかかわらず、不可抗力に係る事由が生じた日から 60 日以内に本契約の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、市は、同条項にかかわらず、事業者へ通知のうえで、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 市は、本契約の全部又は一部を解除し、かつ、本指定を取り消し、又は期間を定めて施設供用等業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。
- (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、構成員をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。

2 市は、前項第 1 号による本契約の解除後も、本施設の所有権を有する。この場合、市は、解除された部分に該当するサービス対価（施設整備費相当分）の残額を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。また、事業者が既に施設供用等業務を開始している場合、市は、事業者が施設供用等業務を終了させるために要する費用があればその費用を事業者に支払い、それらの支払方法については市及び事業者が協議によりこれを決する。

7 契約終了時の措置に関する事項

[小山市立体育館整備及び運営事業 事業契約約款（抄）]

(本契約終了に際しての処置)

第91条 事業者は、本契約の全部又は一部が終了した場合において、当該終了部分に係る本施設内（事業者のために設けられた控室等を含む。）に事業者が所有又は管理する工事材料、工事業務機械器具、仮設物その他の物件（事業者が使用する第三者の所有又は管理に係る物件を含む。）があるときは、当該物件の処置につき市の指示に従わなければならない。

2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置に

つき市の指示に従わないときは、市は、事業者に代わって当該物件を処分、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。事業者は、かかる市の処置について異議を申し出ることができず、かつ、市がかかる処置に要した費用を負担する。

- 3 事業者は、本契約の全部又は一部が終了した場合は、その終了事由の如何にかかわらず、直ちに、市に対し、当該終了部分に係る施設整備業務又は施設供用等業務を遂行するために必要な、事業者の保有するすべての資料を引き渡さなければならない。

(終了手続の負担)

第92条 本契約の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用及び事業者の清算に伴う評価損益等については、事業者がこれを負担する。